

答 申 書
(答 申 第 1 4 7 号)
平成 2 4 年 7 月 3 日

個人情報 の 利用 及 び 提供 の 制限 に 関 する 意 見 に つ い て (答 申)

北海道個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、平成24年5月29日付け子ども第480号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は適当なものであると認めます。

なお、実施機関においては、個人情報の提供先である臓器提供施設に対し、個人情報が適切に管理措置されるよう指導されることを要請します。

記

類型	利用及び提供する理由又は必要性
<p>「臓器の移植に関する法律」(平成9年法律第104号)に基づく臓器提供において、虐待が行われた疑いがある児童からの臓器提供が行われないよう、臓器提供施設から、臓器提供者になりうる児童に係る情報の提供を求められたときには、道児童相談所が保有する個人情報のうち、必要な情報提供を行う。</p>	<p>「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」(平成21年法律第83号)では、本人の臓器提供の意思が不明な場合でも家族の承諾があれば臓器提供が可能となった。</p> <p>また、同法附則第5項において、虐待が行われた疑いがある18歳未満の児童からの臓器提供は行わないこととされた。</p> <p>これにより臓器提供施設は、臓器提供者になりうる児童から、虐待が行われた疑いがある児童を除外するため、虐待に関する情報を確認することとされている。</p> <p>このため、児童相談所は、臓器提供施設から児童に係る虐待等に関する情報の提供を求められたときには、法の趣旨に則り、臓器提供を希望する意思が尊重され、かつ虐待が行われた疑いがある児童からの臓器提供を防ぐことに資するよう、当該児童に係る虐待等に関する情報を、当該臓器提供施設に限定して提供する必要がある。</p>